

令和2年4月13日

事業主 殿

東京文具工業健康保険組合

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う健康診断の実施の中止について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年4月8日付で厚生労働省保険局より、緊急事態宣言期間中においては、健康診断を実施しないこととの通知がありました。

これに伴い、令和2年4月13日から令和2年5月6日までは、予約されていた健康診断（すべての健康診断）は受診できなくなりました。

当該期間に予約の入っている方には、原則、医療機関より連絡が入ることとなっておりますが、該当者が多数いることから連絡が遅れる可能性があるため、大変お手数をおかけいたしますが、事業所のご担当者様より該当者の方へご周知くださいますよう、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

また、今後、緊急事態宣言期間が延長される場合も想定されるため、令和2年度の健康診断につきましては、生活習慣病健診、簡易生活習慣病健診、婦人生活習慣病健診の実施期間を令和3年2月末日まで延長いたします。（日帰り人間ドックは従来通り令和3年3月末日まで受診可能です。）

これに伴いまして、令和2年度分の受診者一部負担金は、令和3年5月頃に請求させていただくこととなりますので、ご了承くださいますよう、お願いいたします。

その他、注意事項につきましては、以下のとおりとなります。

- ① 緊急事態宣言期間が延長された場合は、健診の実施中止期間が延長される可能性があるため、日程を変更する際はご注意ください。

また、変更された場合は、お手数をおかけいたしますが、変更された受診日を当組合まで、ご連絡ください。（電話が殺到する可能性がありますので、事業所でおまとめのうえ、FAXにてご報告ください。）

なお、日帰り人間ドックの受診日変更に伴う利用券の受診日訂正につきましては、省略させていただきますので、ご自身で受診日をご訂正のうえご利用ください。

- ② 今後、厚生労働省や医療機関等より実施要項に関する通知等があった際には、随時ご報告させていただきます。

※ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 総務部保健事業課

☎03-3866-8141 ダイヤル番号「3」